

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、

平成 27 年（ワ）第 34 号、平成 29 年（ワ）第 85 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 菅野清一 外 377 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2018（平成 30）年 9 月 14 日

福島地方裁判所いわき支部（合議 1 係） 御中

準備書面（361）

裁判所の求釈明（平成 30 年 8 月 23 日付）に対する回答

原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺利孝

同 弁護士 広田次男

同 弁護士 鈴木堯博

同 弁護士 米倉勉

同 弁護士 鳥飼康二

同 弁護士 市野綾子

同 弁護士 山田大輔

同 弁護士 高橋右京

外

御序より原告らに対して、平成 30 年 8 月 23 日付で、原告らの請求内容ないし請求方式について求釈明がなされた。

原告らは、これに対する回答の検討に努めたが、1 陣判決が判示した「共通損害」と「個別損害」という概念について、原告らにはその意味が不明である。少なくとも原告らは本件の損害についてそのような 2 分法を探っていないから、原告の主張（請求内容）と裁判所の理解には齟齬があり、そのため求釈明の意図するところに適切に応えきれない虞がある。

このような不安がありつつも、原告らは、可能な限り意味のある回答を行うところである。同時に、裁判所には原告らの請求の意味を正しく理解して頂けていないようであるから、下記のとおり、本書面でより詳細に説明して裁判所の理解に資するよう試みた。

なお、裁判所の意図としては、原告らが主張してきた故郷喪失損害ないし避難慰謝料の各要素全てが原告ら全員に共通して当てはまる（すなわち共通損害）を前提に、そのほかに各原告個別の被害要素の存在（すなわち個別損害）があるという趣旨なのか、それとも上記故郷喪失損害ないし避難慰謝料の各要素のうちの一部のみが原告全員に共通して当てはまる（すなわち共通損害）という理解の上で、これらの 2 つの慰謝料の各要素の内、原告全員には当てはまらない残りの要素を個別損害と捉えているのか、原告らには判断できない。本回答書では、上記のうち後者の理解を前提として、回答をすることにしたい。

裁判所におかれでは、この回答を踏まえて、重ねての求釈明なり見解を示されれば、原告らとしてはさらなる回答に努めて、もって理解の齟齬を克服したいと考えている。

記

第 1 回答

あらかじめ裁判所の求釈明に対する結論を示すならば、以下のとおりである。その理由は、第 2 以下で詳述する。

1 求釈明事項 1

本件主張①を撤回したことはなく、維持されている。

2 求釈明事項 2

本件主張①と同②は矛盾するものではない。

3 求釈明事項 3

従って、裁判所が求める作業を行う必要はなく、实际上も不可能な作業である。

第2 原告らの請求方式について

原告らの請求内容に関する裁判所の理解との齟齬を解消するために、まず、原告らの請求方式について、あらためて概略を述べておきたい。

1 包括請求

(1) 「包括請求（方式）」ではないこと

まず、原告らは「包括請求方式」ないし「包括請求」を採用しているものではないことを、ご理解いただきたい。

この点、確かに原告らは、審理の当初においては「包括請求方式」ないし「包括請求」という用語を用いていた経緯があるので、裁判所に誤解を与える、これを訂正できないまま結審してしまったのかもしれない。

しかし本件は、多くの公害訴訟の歴史の中でも、おそらく初めての形態・内容を持つ訴訟であり、請求方式に関しても、原告らは従来の公害訴訟における成果といえる法理論を継承しつつ、本件に適合したあらたな理論（請求方式）を模索して、推移してきたことを理解して頂く必要がある。

そして、こうした推移の中で、原告らは早い時期において、本件の請求は伝統的な「包括請求（方式）」ではなく、いわば「部分的な包括請求」であることを示してきたことも事実である。その意味は、財物損害や逸失利益などをも包括する、従前の人身被害型の典型公害における請求方式とは異なり、本件では財物損害や逸失利益（休業損害など）を別途に請求するものである。そして、本件での2つの慰謝料は、いずれも、狭義の慰謝料

(精神的苦痛に対する賠償) と無形の財産上の損害だけを含む「広義の慰謝料」の請求だということである。これらは、あくまで（広義の）慰謝料請求であって、有形の財産上の損害まで包摂する「包括請求」ではない。

（2）本件における「包括損害」ないし「包括慰謝料」

他方で、原告らは本件において、「包括損害」ないし「包括慰謝料」を請求しており、この点を強調してきた。これらの用語の類似性が、裁判所の誤解を誘発したものとも考えられる。

ここで原告らが主張している「包括損害」の意味は、損害の包括的な把握（包括的損害把握）によって被害実態を理解ないし捉えることの必要性であり、そのような損害把握による請求ということである。すなわち、各原告らに生じている様々な損害事実（損害の要素たる諸事情＝評価根拠事実）を、個別ばらばらに捉えては損害の実態を正しく理解・評価することはできないのであり、これらをその内容の特質を捉えて把握し、「避難慰謝料」と「故郷喪失損害（慰謝料）」に2分した上で、それぞれの多様な損害事実を包括的に評価して、算定することを求めたものである。

また、このことが次項の「共通損害」という概念の意味・理解に大きく関わっている。

2 共通損害

次に、1陣判決が判示する「共通損害」の意味についても、裁判所の理解は、原告らが主張する共通損害という言葉の意味とは、全く異なっている。

（1）裁判所の理解

ア 共通損害と個別損害

裁判所は、原告らに生じている様々な被害（すなわち原告らが主張・立証した多様な損害事実）を、原告の全員が共通して被っている被害と、それ以外の被害という2種類を想定して区別し、前者を「共通損害」と呼んで、原告らはそのような損害だけを請求していると理解しているようである。

そして、「避難慰謝料」と「故郷喪失損害（慰謝料）」のそれぞれに関して、上記の意味での「共通損害」以外の被害、すなわち一部の原告だけが被っている様々な被害を想定し（もとより、それぞれの被害について、複数の原告が損害を受けているという想定であると思われる。）、これらを「個別損害」として把握し、これらについては請求されていないものとして扱ったものと思われる。

イ 1陣判決の認定事実

ところが、この裁判所の理解において、「共通損害」とされる損害事実（あるいは「個別損害」とされた損害事実）が、具体的にどのような内容のものであるかは、1陣判決には判示されておらず、全く窺い知れない。

しかし、同判決は、原告らの受けた損害に対する賠償である避難慰謝料及び故郷喪失・変容慰謝料について、これらを基礎付ける事実を、別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」のとおりであると認定しているのだから（219頁）、これに原告ごとに記載されている多様な事実（以下「認定事実」という）が、それぞれの「共通損害」及び「個別損害」の内容をなすはずである。

さらに、1陣判決は避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料を包括的・総合的に評価するとした上で（304頁）、それぞれの慰謝料の「要素」となる事情に関し、故郷喪失・変容慰謝料については306頁から311頁において、避難慰謝料については311頁から314頁において、まさに多様かつ多数の事実を列挙して説示している。なお、ここでの多数の事実は、原告ごとに判示されているのではなく、「原告ら」全員の損害として列挙されている（損害を基礎付ける事情たる事実であるから、以下「損害を基礎付ける事実」という。）。

ウ 1陣判決の意味の想定

避難慰謝料を例にとると、後述のとおり原告らは避難生活における精神的損害の要素として、

- ① 避難先住居での生活の限界
- ② 見知らぬ父での生活上の不安
- ③ 被ばくによる不安・差別
- ④ 仕事の喪失
- ⑤ 家族の離散
- ⑥ 被害者同士の軋轢

の6つを主張した。これらは、避難慰謝料を基礎付ける評価根拠事実を、抽象的化した命題によって分類（項目化）したものであり、それぞれの項目の中に、具体的で多様な多数の評価根拠事実が含まれていることになる（上記の「損害を基礎付ける事実」は、この評価根拠事実の例示であると解される。）。

1陣判決が「共通損害」というものが、このような構造をなす損害事実のうち、どういうものを指すのかを解明する必要があるが、例えば①から⑥のうち、全部の原告に当てはまる損害要素は①と②だけであり、③～⑥は一部の原告だけにしか該当しないから個別損害に過ぎないという意味であろうか。それとも、①～⑥の項目の内容をなす、個別の評価根拠事実の中に、それぞれ共通損害と個別損害があるという意味であろうか。あるいは、このような解釈はいずれも当たっていないのであろうか。原告らにはいずれなのか不明である。

（2）原告らの主張の意味

これに対して、原告らが主張している「共通損害」とは、以上とは異なる意味である。

ここでも避難慰謝料を例にとるならば、避難生活における精神的損害である避難慰謝料における被害は、上記の①～⑥の多岐にわたる要素を含んでいる。

これらの具体的な内容となる個別の諸事情は、生活の全般に渡る多種多様な事実であり、無限にもわたる広がりを有する。「避難生活による精神

的損害」の内容をなす、これらの多数の被害事実は、生活全般の中で関連し合っており、上記①ないし⑥として整理される損害の要素もまた、相互に関連し合い絡まり合って現れる。

原告ら被害者は共通して、この①ないし⑥の要素として評価される内容となる事実を体験している。逆に言えば、原告らの全てが共通して被っている損害（共通して体験した事実）を分析・整理して、これらの評価根拠事実を抽象的な命題によって分類（項目化）し、「避難生活による日常生活阻害がもたらす精神的苦痛」の要素として抽出したのが、上記の①ないし⑥なのである。

他方で、各々の原告らが実際に体験した事実は、①ないし⑥のいずれの要素においてもそれぞれ異なるのであり、その内容は様々である。さらには、原告によっては、①ないし⑥の全部を体験しているのではなく、その内のいずれかをほとんど被らずに済んでいる者もいるかもしれない。つまり、文字通りの意味で、全ての原告が、これら①ないし⑥の全部を網羅的に被っているのではない。まして、それぞれの要素の内容をなす個別の事実は、無限の広がりと個別性を持ち、原告によって区々の体験をしている。

こうした個別性は当然存在するとしても、上記①ないし⑥の要素は、ほぼ全ての原告らが共通して被った損害であり、まさに原告らの損害の「共通部分」を抽出して括り出したものである。すなわち、そのような①ないし⑥の要素（その内容である総ての事実）が、全原告にとっての「共通の損害」である。

このような損害評価は、上記の包括的損害把握によって可能となる。すなわち、各原告には個別性があるとしても、上記のとおり、各原告らに生じている様々な損害事実（①ないし⑥の要素、さらにはその内容たる諸事情）を個別ばらばらに捉えては、避難生活による精神的苦痛という損害の実態を正しく理解・評価することはできないのであり、これらの多様な損害事実を包括的に評価することが必要だということである。

そのような包括的損害把握によって損害を捉えるならば、個別の原告において、その被った被害が上記のすべての要素を含んでいなくとも、本件における「避難慰謝料」という共通の損害を基礎付ける被害としては欠けるところはない。これが、「共通損害」の意味するところである。

同様に、それぞれの要素における被害の程度も被害者ごとに異なるはずであるが、被害を包括的に把握して評価する限り、その被害の程度は、全ての原告において最低月額 50 万円を下回らないのであって、原告らはそのような実態を、「新たな経験則」として主張・立証してきた。

従って、原告らの請求においては、避難慰謝料を基礎付ける全ての事実について、これを月額 50 万円の範囲内で、請求している。原告らの人格や生活にそれぞれの個性がある以上、その被った損害は全く同一ではないが、原告はこうした個別性のある損害を全部包括して、全生活的・全人格的な内容を持つ共通損害として把握している。避難慰謝料については、そのような包括的損害把握による共通損害の金銭評価として、少なくとも月額 50 万円を下らないという意味である。

こうした意味における共通損害を超える損害が、特定の原告においてさらに認められるとすれば、それは損害の「程度」として、避難慰謝料においては月額 50 万円を超える被害が生じているということである。その上で原告らは、本件集団訴訟の趣旨に鑑みて、そのような原告についても、その一部を一律の金額として請求しているものである。

(3) 「個別損害」の意味

原告らが主張する「共通損害」とはこのような意味であるから、これと対置される「個別損害」というものは存在せず、かような概念を原告らは想定していない。

1 陣判決において、そのような意味ではなく、損害事実の内容として「共通損害」に含まれない被害事実が指摘されているのであれば、それは避難慰謝料以外の損害が生じているのであり、本件では請求していないという

ことになる。

第3 「本件主張①」の意味

1 裁判所の理解

裁判所は、原告の準備書面（46）15頁の「原告ごとに個別の事情の差異を挙げることが可能であるとしても」という記載を、あたかも上記の裁判所が述べるところの「共通損害」に属さない個別の被害事実の存在と、これによる慰謝料の算定評価の差（増額ないし減額）を、原告らが想定しているように理解しているように思われる。

しかし、原告らの主張する「共通損害」の意味は上記のとおりであり、裁判所の理解とは異なっている。

2 原告主張の意味

準備書面（46）の意味は、例えば当該原告が本件事故当時に幼児であった場合など、原告の年齢等の属性という個別事情によって、損害算定において差別的な取り扱い（減額）がなされる事態を想定したものである。

原告はこれに対して、包括的損害把握の観点から、予め反論を加えるとともに、仮にそうした損害算定をおこなうのであれば、それは被告において、包括的評価では捉えきれない特別な事情を主張・立証し、かつ合理的・客観的な基準が示された場合でなければならないことを主張したものである。すなわち、原告らの年齢・性別等の属性は区々であって、その体験する個別の被害事実の範囲、要素に差異があっても、共通損害における上記のような包括的損害把握においては、その損害評価について原告の個別事情による差別的な金額算定を行う必要はないという趣旨である。

その一例として、事故当時に幼児であった原告にあっても、故郷喪失損害の諸要素は、やはり共通して認められるのであって、仮に「② 職業生活の喪失」という要素は幼児には該当しないという判断があり得ても、当該原告の全生活的・全人格的な評価である「故郷喪失」という共通の損害として、

包括的な損害把握がなされるべきものという主張である。

3 求釈明①について

本件主張①は以上のような意味であり、原告らはこれを撤回したことはないし、今後もそのような予定はない。

第4 「本件主張②」の意味

1 裁判所の理解

準備書面（355）における「本件主張②」は、「原告らが求めていた「一律一部請求」の趣旨は、過酷な避難生活や故郷喪失といった被害実態に照らせば、避難者に対する共通損害として、経験則上、少なくとも中間指針を超える賠償が全員に認められるべきであり、それに加えて、個々の事情を踏まえた増額加算がされるべき」というものである。

この主張について裁判所は、本件主張①において原告らが、原告らの個別事情の違いがあっても一律の損害評価をなすべきだと主張していることと矛盾すると理解しているようである。

2 原告主張の意味

本件主張②においては本件主張①とは異なり、包括的損害把握をしたうえでの、共通損害に対する「金銭評価の程度」（最低金額の水準）を問題にしている。

すなわち、上記のとおり、避難慰謝料、故郷喪失損害のいずれにおいても、共通損害の包括的損害把握により、全ての原告に認められる損害は「少なくとも」月額 50 万円（避難慰謝料）、1 人 2000 万円（故郷喪失損害）と評価されるところ、原告の個別事情によって、その損害の程度には幅があるのであって、当然ながら、この最低金額を超える大きさの侵害を受けている原告は少なくないのである。

具体的に例示するならば、仮に原告が共通損害である被害について、一律に 100 万円の請求をしている場合において、裁判所による損害額の心証が、

A,B,C の三人の原告について、それぞれ 50 万円、60 万円、75 万円というときに、ABC とも、最も低い金額（A の 50 万円）の限度で請求をしているということではない。これが、本件主張②の意味である。

この場合、むしろ原告らは共通損害について、全ての原告らについて「少なくとも 100 万円」という損害評価の上で、これを超える損害を被っている原告らも含めて一律に 100 万円の範囲で一部請求をしている。したがって、裁判所の評価がこれに反して「少なくとも 50 万円」であるなら、B に対しては 60 万円、C に対しては 75 万円の賠償がなされなければならない。

すなわち、原告らは原告各自の損害事実について、個別に立証を尽くしているのであり、各原告の共通損害の程度が同じであるとか、それ以上の損害がないと主張しているものではない。ただ、その最低限の水準が 100 万円と評価されるという主張なのであるから、この点の裁判所の評価が仮に 50 万円だというのであれば、それを超える損害を超えている原告に対しては、（請求額である 100 万円の範囲内で）B に対しては 60 万円、C に対しては 75 万円の賠償がなされなければならない。

3 本件求釈明 2 について

以上のとおりであり、本件主張①と本件主張②は整合しており、何ら矛盾しない。

第 5 求釈明事項 3 について

以上のとおりであるから、裁判所が求める仕分けは本件の審理において不要であるとともに、原告らにとって不可能な作業である。

原告らの請求内容においては、「共通損害」に対応する「個別損害」（「特有損害」）というものは存在しない。原告らは各原告について、避難慰謝料及び故郷喪失損害を基礎づける事実について漏れなく主張し、包括的損害把握によって認められるべきその損害額も主張しており、原告らが主張・立証すべき事項の主張・立証を尽くしている。原告らは、その上で、すべての事実

を評価して、原告ら各人が少なくとも月額 50 万円（避難慰謝料）、2000 万円（故郷喪失慰謝料）の損害が発生していると主張しているのである。

原告らは、こうした被害事実を共通損害と呼んでいるのであって、これらと区別される「個別損害」というべきものは観念できない。そうである以上、存在しないものを「区別」して仕分けすることは不可能であり、敢えて言えば、主張している全ての事実が共通の損害である。

以上